

渉外判例研究

渉外判例研究会

〔第二五八回〕

金銭の支払を命ずるアメリカ合衆国コロンビア地区連邦地方裁判所判決に執行判決が付与された事例

民事訴訟法二〇〇条・五一四条・五一五条

東京地裁昭和五四年九月一七判決

(昭和五〇年(ワ)第一一九五号、パロース・コーポレーション対タエヨンプ・チェンブこと鄭榮龍、請求事件)

執行判決

判例時報九四九号九二頁

〔事実〕原告Xは、昭和四五年一、二、三、四、五の各年、被告Yの代表取締役を務めていた訴外A会社は、一社をも共同被告として、アメリカ合衆国コロンビア地区連邦地方裁判所に売掛代金請求の訴えを提起し、Y及びAは同年一、二、三、四、五の各年、直接その訴状を受領した。そしてYらは、コロンビア地区において資格を有するC弁護士に右訴訟事件を委任した。Cは、Yらの訴訟代理人として、昭和四六年一、二、三、四、五の各年、コロンビア地区連邦地方裁判所に出頭し、その裁判管轄権を認めた。同日、同裁判所は、XとAと

の間においてAに対し金四万七、〇〇〇ドルの支払を命ずる同意判決を下し、右判決は昭和四七年一月一日ころ確定した。そして、同裁判所は、Yに対し宣誓供述のため出頭命令を発したので、Cは電報等により当時離米中のYに対し、出頭命令が発せられたこと及びこの命令に応じない場合は不利な判決が下される旨を伝えた。しかし、Yは正当な理由なく出頭しなかつたので、同裁判所は、昭和四七年四月二七日、Yに対し金五万四、三二六・二〇ドルの支払等を命ずる判決(本件外国判決)を言渡し、右判決は同年六月二八日ころ確定した。Xがわが国在任のYに対し強制執行をするため、右確定判決に基づく執行判決を求めたのが本件である。

〔判旨〕請求認容。

民事訴訟法二〇〇条各号の要件について検討する。

一号については、「わが国には民事事件について一般的に外国裁判所の裁判権(管轄権)を否定する趣旨の法令又は条

約はなく、また、本件についてコロンビア地区連邦地方裁判所が「Yに対して裁判権を行使することを否定する法令もない。」

二号については「Xの前記訴訟提起当時Yが日本国籍を有していたか否かは明らかではないが、……いづれにせよ二号の要件を充足していることは明らかである。」

「三号の要件については、同号にいう『公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反セサルコト』とは外国裁判所の判決内容のみならず、判決の成立手続もわが国の公序良俗に反しないことを要するものと解すべきであるところ、本件外国判決はYに対して売掛代金の支払を命ずるものであつて、その判決内容をみても何らわが国の公序良俗に反する事情は認められない。」また、「本件外国判決の成立手続についてもわが国の公序良俗に反する事由はないものというべきである。」

最後に四号について検討する。まず、コロンビア地区における外国判決の承認の要件は、以下の1ないし10であると認定する。

「1 その判決をした外国の裁判所が管轄権を有していたこと。

2 その裁判手続において、被告に対し適法な告知が行われ、或は被告が任意に出頭する等、被告に充分な防禦の機会が保障されていたこと。

3 その外国裁判所の審理が正規の主張、立証に基づき、文明国の認める法則に適った公正な手続によつていたこと。

4 その裁判が外国人に対しても公平な司法を保障するような法制のもとで行われていたこと。

5 その裁判が明確に正規に記録されていること。

6 その判決が詐欺によつて取得され、或は偏見に冒されているとみられるような特別の理由のないこと。

7 国際法の諸原則や礼譲からみて、その判決に承認が与えられてはならないような特別の理由がないこと。

8 その判決をした国がアメリカ合衆国コロンビア特別行政区の裁判所の判決に同様な条件で承認を与えるという保証、即ち相互の保証が欠けていないこと。

9 その判決が、判決国法のもとで既に確定している終局判決であること。

10 その判決が承認する側のアメリカ合衆国コロンビア特別行政区の公序に反しないこと。」

右1、8、9、10の要件はわが国の民法訴訟法に対応する要件が規定されているが、「右2ないし7の各要件についてはわが国の民法上直接これと一致する規定を欠いていることは明らかである。しかしながら、民法法二〇〇条四号に掲げる相互保証の要件は、国際関係における

衡平を図るためのものであるが、わが国と諸外国とは互いにその法制度を異にしているものであるから、外国裁判所の判決の承認の要件につき、あらゆる事項におつたて外国の基準がわが国のそれと対比し常に同一か又は寛大であることを要するとするのは、いたずらに外国裁判所の判決の承認の道を狭めるものであつて、

涉外生活関係が著しく発展、拡大し、国際化時代ともいふべき今日の国際社会の実情からみて妥当とはいえず、涉外生活関係の法的安定のため旧法よりその要件を緩和した現行民法二〇〇条四号の解釈としても、相互保証の要件は必ずしも厳格に解する必要はなく、わが国と外国との間の判決の承認の要件が著しく均衡を失せず、それぞれ重要な点において相互に同一性が認められる場合には、民法二〇〇条四号にいう相互保証の要件を充足するものというべきである。

そこで本件についてみると、……それぞれその重要な点で同一性があり、2ないし7の要件は個別的、具体的ではあるが、わが民法二〇〇条三号の要件より著しく厳格な要件を課しているものとも認められない。なお、わが国の民法二〇〇条二号が日本人たる被告への送達について規定している関係上、被告の防禦権の保障等の手続事項は同条三号の公序の対象にはならないようにもみえるが、

当事者主義を基調とするわが国の民事訴訟の基本原則であり、また手続の公正性は、裁判制度の根幹ともいふべきいわゆる裁判の公正に連なるものであるから、少なくとも送達関係以外の被告の防禦権の保障等の手続事項についても、なお右公序の対象に含まれているものと解される。

従つて、右2ないし7の要件の一を欠く場合直ちにその判決がわが国の公序良俗に反するものとはいえない場合があるとはいへ、右の各要件のいずれかに該当し、その結果右各要件が求める判決の公正、適正を揺がせ、わが国の公序良俗に反する事由が認められる場合には、その判決は承認が拒絶されるものであるから、結局右2ないし7の要件はわが国の民法二〇〇条三号の要件と著しく均衡を失せず、重要な点において同一性があるというべきである。」

〔評釈〕 判旨賛成。

本件判旨で注目される点は、民法二〇〇条三号、四号の解釈である、そこで以下、この二点について検討する。

一 民法二〇〇条三号について、判旨は外国判決の内容のみならず、その成立手続もわが国の公序に反しないことを要するとしている。判決内容について、「主文のみならず、右主文の導かれるに至る基礎認定事実をも考慮」するとした判例は既に存在するが（東京地判昭和四

五・一〇・二四判時六二四号六六頁）、判決成立手続をも同条三号でチェックするとしたのは本件判旨が最初である。これは既に学説の認めるところであり（岩野ほか編・注釈強制執行法(1)一四五頁（三井哲夫）（一九七四年））、二〇〇条の他の要件の不備を補う意味では認めされるべきであろう（なお、民事及び商事に関する外国判決の承認並びに執行に関するハーグ条約（一九七一年）五条一号は、承認・執行を拒絶する場合として、仏語正文では単に公序に反するときとしているのに対し、英語正文では、より具体的に、公序・正当手続及び適切な抗弁の機會の保証に反するときとしている。但し、詐欺による判決の取得は、別に同条二号に挙げられている）。

そこで、判旨のいう判決成立手続に関する公序にはいかなるものが含まれるかが問題となるが、判旨はコロンビア地区連邦地方裁判所における判決成立過程についての事実認定をして、そこにわが国の公序に反する事由はないとしているだけであり、チェックポイントを挙げていない。しかし、判旨が、民法二〇〇条四号の相互の保証の成否を検討するた

め、コロンビア地区における外国判決の承認の要件とわが国における要件とを対比している部分から察すると、被告に防禦権が保証されていること、公正な手続による審理であること、外国人に対して公平であること、判決が詐取されたものでないことなどがポイントとなると思われる。そして、判旨は特に民法二〇〇条二号との関係について触れ、同号は敗訴した日本人被告への送達についてのみ規定しているが、送達関係以外の被告の防禦権の保障は同条三号でチェックされている（なお、判旨は触れていないが、日本人以外の被告への送達については、同条二号の拡大解釈によつてチェックするのが妥当であろう）。

二 次に、民法二〇〇条四号について検討する。そのためには、まずコロンビア地区における外国判決の承認・執行の要件を知る必要がある。

同地区にはこの点に関する制定法はないため（Uniform Foreign Money-Judgments Recognition Act, 1962は採用されていない）、同地区の判例をみなければならぬ。そして、外国の金銭判決の執行がコロンビア地区で問題となつたケースとしては、Cherun v. Frishman, 236 F. Supp. 292 (D. D. C. 1964)がある（より最近のケースとして、Rzeszotarski v. Rzeszotarski, 296 A. 2d 431 (D. D. C. 1972)があるが、これは子の監護権に関するものである）。この判決は、外国判決の執行の要件について、Hilton v. Guyot, 159 U. S. 113 (1895)に全面的に依拠している。このHilton v. Guyotは、相互の保証を要件

のひとつとして、この後に下された *Erie R. v. Tompkins*, 304 U. S. 64 (1938) (州籍相異の場合 (diversity cases) においては、連邦裁判所は条約・連邦法の律すべき分野を除き、その所在州の実体法を適用すべきとした判例) 以来、外国判決の承認・執行の問題は連邦問題ではなく、かつ手続問題でもないとされ、連邦裁判所も *Hilton v. Guyot* で示された要件に従わず、その所在州法を適用しているため (たとえば *Somportex Ltd. v. Philadelphia Cheiving Gum Corp.*, 318 F. Supp. 161 (E. D. Pa. 1970) 但し、未だ連邦最高裁判所による判例変更はなされていない) *Hilton v. Guyot* の今日における有効性は疑問であるとされている (たとえば *Reese, The Status in this Country of Judgments Rendered Abroad*, 50 Colum. L. Rev. 783 (1950))。しかし、少なくとも連邦直轄地であるコロンビア地区においては、生きているようにである。 *Hilton v. Guyot* は金銭の支払を命ずるフランスの判決の執行が問題となったケースであるが、裁判所は、対人判決でしかも判決国の国民または市民による合衆国市民に対する訴訟において、合衆国市民が敗訴した場合という限定の下に、本件判旨の挙げている要件が満たされることが必要であるとしているのである (傍論においてであるが、その

他の対人判決及び対物判決の承認・執行の場合には、相互の保証は要件とされていない。従って、本件の Y が日本人でないとするれば、相互の保証をコロンビア地区の要件とするのは疑問である)。

次に、これらの要件とわが国の民事訴訟法上の要件との比較について検討する。この比較の基準について、従来の判例は判決国での要件がわが国の要件に比べて同程度か寛大であることを要求していた (大判昭和八・一二・五新聞三六七〇号一六頁、東京地判昭和四五・一〇・二四判時六二四号六六頁。但し、東京地判昭和三五・七・二〇下民集一一巻七号一五二二頁は、「わが国のそれと大体同一程度かまたはそれより軽いもの、少なくとも重要な点で違いがない場合」としている)。これに対して、本件判旨が「重要な点において相互に同一性が認められる場合」でよいとした点は、判旨のいうように「国際化時代ともいうべき今日」にあつて、立法論的に批判の多い民法二〇〇条四号の要件を緩和する方向として評価できる (江川英文「外国判決の承認」法協五〇巻一一号六一頁 (一九三二年)。なお、わが国の民法二〇〇条四号のモデルであるドイツ民法三二八条一項五号の解釈についても、判決国におけるドイツ判決の執行が、ドイツにおける当該外国判決の執行の場合に比べて、「本質的により重大な障害に直面し

ない」場合には、相互の保証の要件は満たされているとされている (BGH 45, 194/196)。この基準から、コロンビア地区の外国判決の執行の要件を全体としてみると、民法二〇〇条四号の要件は満たされているという結論は妥当であろう。

三 最後に、民法二〇〇条一号の要件について付言しておきたい。判旨は、同号について、判決国 (本件ではコロンビア地区) の裁判管轄権を否定する法令・条約がないことだけに言及している (東京地判昭和四五・一〇・二四判時六二五号六六頁と同じ)。しかし、通説によると、同号はわが国の国際民事上の原則により判決国が裁判管轄権 (間接的一般管轄権) を有していることを要件としていると解釈すべきであるとされている (江川英文「外国判決承認の要件としての裁判管轄権 (二)」国際法外交雑誌四一巻四号二三頁 (一九四二年)。また、判決国の裁判管轄権が問題となる場合に、「わが国法による国際裁判管轄の原則によつて」チェックした判例も存在する (東京地判昭和四七・五・二下民集二三巻五号二二四頁)。本件では、Y の訴訟代理人の応訴によりコロンビア地区の裁判管轄権は問題のない事例であるので、判旨が、判決国の裁判管轄権を否定する法令・条約がわが国にない限り、一次的には当該判決国の法によつて裁判管轄権

が決せられるという立場 (評釈、三ツ木正次・ジュリスト一七七号八一頁 (一九五九年)) をとっていると即断することはできない。しかし、仮に判旨がこのような立場をとっているとすればもちろん、仮に通説の立場をとっているとすれば (相互の保証について検討している部分で、コロンビア地区における外国判決の承認・執行の要件の 1 (これはわが国の通説の立場と同じ) と民法二〇〇条一号とが同一であるとしている)、その表現において適切を欠くものとして、批判されるべきであらう。

(道垣内正人)